

第2回江東区長期計画策定会議 会 議 録

日時：平成31年4月24日（水）18:30～20:30

場所：江東区文化センター5階第6会議室

【会議次第】

1. 開会
2. 事務局連絡
3. 分野別計画について
(大綱2 未来を担うこどもを育むまち)
4. 閉会

【出席者】

<委員> (敬称略・順不同)

青山 侑	吉武 博通	竹之内 一幸	川上 嘉明
植田 みどり	草場 光男	内海 静香	大池 篤
森 祐起	三宅 由美子		

<関係職員>

こども未来部長 伊東直樹	地域振興部長 大塚善彦
教育委員会事務局次長 武越信昭	地域振興部青少年課長 小林愛
こども未来部参事 炭谷元章	こども未来部子育て推進担当課長 宮澤裕司
こども未来部保育計画課長 加藤章子	こども未来部保育課長 西谷淳
教育委員会事務局参事 岩井健	教育委員会事務局学校施設課長 谷川寿朗
教育委員会事務局学務課長 大町里砂	教育委員会事務局指導室長 伊藤秀一
教育委員会事務局整備担当課長 太田邦彦	教育委員会事務局教育支援課長 堀越勉
教育委員会事務局地域教育課長 池田良計	

<事務局職員>

政策経営部長 押田文子	企画課長 油井教子
政策経営部参事 高垣克好	政策経営部財政課長 岩瀬亮太

【傍聴者数】 3名

【議事概要】

1. 開会

■会長

それでは、定刻になりましたので、これより第2回江東区長期計画策定会議を開会いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は3名の傍聴者がいらっしゃいます。傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくお願ひします。

2. 事務局連絡

■会長

それでは、初めに事務局より連絡事項がございますので、どうぞお願ひします。

■事務局

まず、お手元の資料の確認をお願いします。席上に配付いたしました「会議次第」に配布資料の一覧がございます。それぞれの資料の右上には資料番号を付しておりますので、資料一覧とご照合いただき、ご確認をおねがひしたいと存じます。資料に不足がございましたら、お申し付けください。

次に、本会議への区職員の出席についてご報告申し上げます。

本日は、施策の大綱2の子育て・教育分野を担当する所管部課長が出席いたしております。今回の出席者につきましては、「席次表」及び資料1の「出席職員一覧」をご参照いただければと存じます。

次に、4月9日に行いました第1回策定会議の会議録についてでございます。本日、資料2としてお手元にお配りをいたしました当会議録につきまして、お持ち帰りの上ご確認いただき、何かお気づきの点等ございましたら、5月7日（火）までに、事務局までご連絡を頂ければと存じます。

ご連絡がない場合は、内容を確定いたしまして、区のホームページ等で一般に公開してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、前回の策定会議及び小委員会において出された主なご意見及び意見メモをご提出頂いたご意見につきまして、資料3にまとめておりますので、後ほどご参照願ひします。

事務局からの説明は以上でございます。

■会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらどうぞ。

(質疑なし)

なお、会議録の軽微な修正につきましては、事務局にて調整の上、私にご一任頂きたいと存じますがよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。

以上で、本件は終了いたします。

3. 分野別計画について

■会長

それでは、「3. 分野別計画について」を議題といたします。進行につきましては、基本施策ごとに説明・質疑を行ってまいりたいと思います。事務局より各施策を5分程度で一括してご説明いただいた後、質疑応答の時間を1施策あたり10～15分程度設けたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、お時間が足りなかった部分につきましては、意見メモもございますので、ご記入の上、後日ご提出頂ければと存じます。

それでは、大綱2「未来を担うこどもを育むまち」について、事務局より、基本施策3「安心してこどもを産み、育てられる環境の充実」のご説明をお願いします。

■事務局

資料4をご覧ください。施策体系の変更点や、現行の計画から新たに加えた事項等について簡単に説明させていただきます。まず、この大綱2は、こどもに関する分野で、こどもたちが生き生きと未来へ、また、世界へ羽ばたいていける環境を創造していくための取組になります。

基本施策3「安心してこどもを産み、育てられる環境の充実」では、現行の計画と同じく、「保育サービスの充実」と「子育て家庭への支援」の二つの施策を考えております。

まず、施策4「保育サービスの充実」です。現行の計画ですと、施策6に該当します。

目指す姿では、子ども子育て支援新制度の方針を踏まえ、保育の量だけでなく“質”というキーワードを入れております。

指標ですが、一番上と、上から3つ目が新たな指標になっております。一番上は、施策の進ちょくを計る代表指標として、保育環境の満足度を区民アンケートで取得することとしております。また、上から3つ目の指標は、右の取組方針2の進ちょくを計るものとして新たに設定した指標です。

南部地域を中心とした、子育て世代の流入と乳幼児人口の増加、さらには共働き世帯の増加によって、保育ニーズは増加しており、区では保育施設の整備・拡充を図ってきたところです。待機児童は減少いたしました但し解消には至っておらず、今後、幼児教育の無償化の影響も予想され、引き続き、保育ニーズは増えていくものと考えております。

従いまして、待機児童解消に向け、公有地の活用も踏まえた保育所の整備などの量的な取組とともに、「保育人材の確保」といった運営事業者への支援により質の確保も図りつつ、多様な保育サービスを提供していくこととしております。

なお、現状と課題の3行目の※印の箇所ですが、平成27年度から30年度までの4年間の保育施設定員拡大数です。現在集計しておりまして5月中に判明することから、判

明次第、委員の皆様にはお知らせいたします。

施策4の説明は以上です。

続いて、施策5「子育て家庭への支援」です。現行の計画での、施策7と施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」と統合いたしました。統合の理由といたしましては、個々の家庭への支援と地域との連携・協力は不可分であり、また、区民に分かりやすくするため、1つの施策に統合いたしました。

昨今、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育て家庭の孤独感、不安感の解消に取り組むことは、大きな課題となっております。

まず、目指す姿では新たに「孤立の解消」という視点を加えております。

指標につきましては、新規の指標が一番上と3つ目、一番下の3指標となっております。一番上は、施策を代表する指標で区民アンケートでの取得を予定しております。

一番下の指標は取組方針3の進ちよくを表す指標となっております。

これまで区では、子ども家庭支援センターを地域における子育て支援の拠点として様々な事業を展開してきました。

今なお、子育てサービスのニーズは、一層増加しており、引き続き、多様な子育て情報の発信や、身近なところで相談ができ、また、同じ世代と交流ができる体制づくり、育児に対する経済的な支援を行うこととしております。

また、児童虐待については、相談対応件数が増加傾向にあります。子ども家庭支援センターを中心に、虐待予防と虐待対応の機能強化を図るとともに、特別区での設置が可能となった児童相談所の開設を見据えながら、児童相談体制の構築を目指すとしております。

説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。それでは、まず、施策4についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

こどもというのはどの範囲の年齢の者を指しているのでしょうか。

■関係職員

施策4は、未就学児である0歳から5歳までが対象になると考えております。施策5では、0歳から概ね18歳までを対象と考えております。

■委員

指標「保育所に対する指導検査実施完了割合」というのは具体的にどのような指導・検査を想定されているのでしょうか。

■関係職員

江東区では、待機児童の解消を目指し、毎年1,000人の認可保育所の定員増を図っていく計画としております。今年の4月でも認可保育所が24施設増えている状況です。従

来江東区では、公立保育所が中心であり、保育の質といった場合は公立保育所の質を指していました。しかし、現在は私立保育所が8割、公立保育所が2割となっており、私立保育所における保育サービスの質の担保が重要となっています。ご説明のとおり、保育人材の確保と定着が保育現場全体の課題となっておりますので、国の保育所保育指針に基づいた保育サービスがなされているか、職員配置基準どおりの保育士が配置されているか指導・検査することで、保育所の質の担保を行っています。

■委員

人材の確保は保育現場以外でも発生している課題であるため、人材の確保に着目しつつ、保育サービスの質の向上に取り組むことは良い点だと考えます。しかし、確保するという意思表示だけでなく、人材確保を具体的にどのような手段で実施していくのか明確にする必要があるではないでしょうか。

■関係職員

公立の保育現場でも、内定者人数に対する入庁人数が半数程度に止まっている年もあり、人材確保が課題となっています。区内私立保育所の人材確保につながるよう、保育人材と各保育所のニーズをマッチングさせるような、保育現場の人材確保につながる取り組みを検討して参ります。

■委員

指標「保育所に対する指導検査実施完了割合」について、検査を行ったか否かを指標に設定するのではなく、検査の結果、適切な保育所がどれだけあったのかという数値の方が、アウトカム指標として適切ではないでしょうか。

■関係職員

指導検査については、平成27年度に「子ども子育て支援法」が新しく施行され、各自治体は保育所の検査を行うこととされました。

ある民間団体の調査によると、区内にある保育所を全て調査している区は23区のなかで、江東区と新宿区の2区のみです。保育所が増加傾向にあるという江東区の状況に鑑み、アウトプット指標として、増加傾向にある保育所すべてを検査できているか管理するため、この指標を設定しています。

ご指摘の通り、アウトカム指標として、別の指標が適切かどうかは引き続き検討させていただきます。

■委員

家庭によっては、自宅から遠い保育所に通うことを余儀なくされるケースや、兄弟で別々の保育園に通うことになるケース、一度入所した保育所から翌年出なければならぬケースがあります。このような個別のケースに対して、現在どのような配慮を行っており、今後どのような対応を進めていくのでしょうか。

■関係職員

認可保育所の入所にあたっては、区で入所調整を行っております。待機児童が発生し

ている状況の中で、各家庭のこどもの保育の必要度合いを点数化し、点数に応じて、適切と思われる保育所に入所を行っています。

その中で、兄弟については加点要素が存在しますが、保育の必要度合いを決定する要素は他にも存在し、全ての要素の合計点で入所を決定しているため、保育所が限られている中、場合によっては兄弟が別々になってしまうケースや、自宅から距離のある保育所になってしまうケースが存在している状況です。

一度入所した保育所から翌年出されてしまうという事は、通常考えられないことと考えております。

■委員

実際に兄弟で別の保育所になってしまっている件数を把握するための調査は行っているのでしょうか。

■関係職員

入所調整の点数は園ごとに全て公表しています。また、点数付けの基準については、区民の意見を踏まえながら毎年見直しを行っています。ただ、入所に際して発生している各家庭の個別のケースを統計的には把握できていない状況です。

■委員

現在、まずは待機児童の解消に向けて取り組んでいることかと思えます。しかし、10年にわたる長期の計画の為、待機児童解消の目標を達成するだけでなく、現在把握できていない、兄弟が離れ離れの保育所になる、家庭から遠く離れた保育所に通うことになる、などの個別の課題を把握し、それらを解消していく取り組みを施策に反映させる必要があるのではないのでしょうか。

■関係職員

ご意見の前提として、待機児童をゼロにする必要があると考えています。待機児童の解消に努めつつ、ご意見いただいた内容についても検討を進めて参ります。

■会長

保育ニーズに答えるためには、認可保育所だけでは不十分です。また、認可保育所の制度は、保育ニーズ全てに答えることを想定して作られた制度でもありません。例えば平日17時以降や日曜・祝日の保育サービスの提供は認可保育所のサービスの対象外となります。この状況に加えて、今後は出産年齢が高くなることが予想されており、保育ニーズの多様化が予想されます。この状況を鑑みると、認可保育所だけでなく、ベビーシッターやその他関係機関を充実させることで、保育サービスの質の向上に取り組む必要があると考えます。長期計画の中には、もう少し質の向上に対する具体的な姿勢を示したほうがよいと思えます。

■関係職員

さきほどの兄弟加算について補足しますと、逆に一人っ子家庭にとっては、兄弟加算の制度は不公平だという意見もいただいているところがございます。個別のニーズを勘

案し、調整している点、ご理解いただきたいと思っております。

■会長

次に、施策5についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

論点データ集 P25 記載の「⑧要保護児童対策地域協議会の組織形態」について、「こども家庭支援課」や「南砂子ども家庭支援センター」が中心的な役割を担っていると理解できましたが、両者がどのような連携をこの組織の中で行っているのかご教示ください。

また、「業務の流れ」に関しまして、代表者会議など各会議の主催者は誰なのでしょう。加えて、各会議の開催実績が記載されていますが、この会議ではどのような検討を行っているのでしょうか。

■関係職員

要保護児童対策地域協議会の設置は、児童福祉法の中で、地方公共団体において設置が努力義務と定められており、江東区ではこの会議体を設定しております。児童虐待において指摘される発生原因として、学校や病院など、関係組織の中での情報共有がなされていないことが挙げられます。その情報共有を対面で行うための場が、ご指摘の要保護児童対策地域協議会になります。

また、この協議会の委員長は私が行わせていただいております。代表者会議につきましては年2回、その下の実務者会議は課長級の会議を月2回程度、さらにその下の個別のケース会議は年に100回以上実施しております。

■委員

ご返答の通り、テレビなどでも虐待の発生については、情報共有や連携不足により児童保護が出来なかったことが原因として挙げられていると認識しています。要保護児童対策地域協議会の構成員に民間団体をさらに加える必要があるのではないのでしょうか。

■関係職員

この協議会の構成員として、約50の団体が存在しております。民間団体では、病院や民生委員、ヘルパーの代表者、人権擁護委員などが加わっており、民間団体にもご参加いただいております。

■会長

次に基本施策4「知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり」の説明を事務局よりお願いします。

■事務局

こちらの基本施策は学校教育に関する分野になっております。施策6の「学校教育の充実」ですが、現行の計画の施策8を基本的に横引きしております。

目指す姿では、学力・心・体という3つの柱の育成をあげております。

指標につきましては、施策全体の進捗を表す指標は設けず、それぞれ、右の取組方針に沿ったものを置いております。一番上が取組方針1に関するもの、2つめと3つ

めが取組方針2に関するもの、4つめが取組方針3に関わる指標です。なお、取組方針4に関する指標は設定しておりません。

これまで、区では、小学生・中学生が必ず身に付ける内容を示した「こうとう学びスタンダード」の取組により、学力や体力の向上を図っております。学力は全国平均を上回っておりますが、体力は下回っている状況です。

取組方針の1から3まで、引き続き、学力、心、体を育むための取組を行うこととしております。

また、取組方針4では、新たに、教員の働き方改革の推進を盛り込み、教員が子どもと向き合う時間の確保や、わかりやすい授業の実施に向けた環境整備を図ることとしております。

施策6の説明は以上です。

続いて、施策7「教育環境の充実」です。

学校教育において、子どもたちが明るくのびのびと通えるための環境整備に関わる分野で、現行の施策9「安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進」と施策10「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」を、各施策における事務事業数のバランスや、わかりやすさの点から統合しております。施策10にあった地域連携の各取組は、取組方針の3としてまとめています。

指標は、一番上の代表指標が、一部修正、2つ目から4つ目が新規となっております。

これまで、特別支援教室を全小学校への設置したほか、いじめ・不登校への対応のため、支援員やカウンセラーの配置を行ってきました。

取組方針は、現行の計画と大きな変更はございませんが、引き続き記載の取組を行ってまいります。

説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。まず、施策6についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

「主な事業」における「学校力向上事業」に昨年度より予算が追加されていると認識しています。具体的に学校力向上事業とはどのような取り組みを行うのでしょうか。

■関係職員

予算が大きくなった理由は、臨海部にできました東京グローバルゲートウェイという英語村へ、小学校5年生を派遣する事業があり、その事業に関連して予算が増えています。加えて、もともとは教育養成大学の教授等を中心とした事業改善支援チームによる、若手の教員の指導力向上に取り組んでおり、その点でも予算が増えています。

■委員

なぜ全国学力学習状況調査を用いた指標を設定しているのでしょうか。江東区では「こうとうまなびスタンダード」をベースに学校教育を実施しています。それに準じた指標

を設定してもよいのではないのでしょうか。江東区独自の基準がありながら全国学力状況調査の数値を指標に設定している意図をお聞かせください。

また、知・徳・体を向上させる上で、教員の質は一番重要であると思いますので、教員の指導力に関する指標も必要ではないかと考えています。教員の指導力に関する指標を設定していない理由についてもお聞かせください。

■関係職員

客観的に数値を把握する為に、全国学力学習状況調査を用いています。「こうとうまなびスタンダード」に関しては、この基準を満たせば自ずと全国学力学習状況調査の数値も向上するとの考えから、この指標を設定したところでございます。

■委員

国の学力調査は客観的なデータとして活用できると思われませんが、そのデータをもとに学校ごとの改善の取り組みがされているのでしょうか。学校ごとに運用されている制度は、「こうとうまなびスタンダード」のため、このデータが学校の取り組み内容に活かされているということであれば、「こうとうまなびスタンダード」をベースに指標を設定した方がよいのではないのでしょうか。

また、教員の質の向上に関して、具体的な取組をもう少しいれていただいた方がよいのではないかと思います。

■委員

私自身のバックグラウンドで、大学改革に取り組んでいますが、その具体的な取り組みは、教員ではなく職員の強化となっています。これは職員を強化することで、教員が教育研究活動に専念できるという考えに基づいています。私は警察大学校にて講師を務めていますが、副所長に事務系職員を登用すべきだと主張しています。教員がすべての業務を処理するということが現実的に難しい状況となっています。具体的には、事務職員を配置するなど、教員の働く環境を整えることが必要です。江東区としてもそのような取り組みを展開する必要があるのではないかと考えます。

■関係職員

ご指摘の点に関しまして、教育分野では客観的な数値を取得することが困難な状況があります。しかし、ご指摘いただいた点に関しては、「取組方針」に働き方改革の記述を盛り込むなど、取り組みを検討しています。指標に関しましては、いただいたご意見を参考に検討を進めて参ります。

■委員

江東区の小学生の学力は全国に比べてよいと言われていますが、体力面では全国に比較して低いと聞いています。23区ならではの地域的な理由など、問題点があるのでしょうか。

また、オリンピック・パラリンピックが控えていますが、それを学校教育にどのように活かしていく予定なのでしょうか。

■関係職員

体力面は、中学校2年生の男女が全国平均を100としたときに、90後半とやや下回っている状況です。地理的な要因は東京23区のため、運動できる場が限られているなどの状況が存在すると思われます。対応策としては、体育科目の講師を学校に派遣することで、体育科目の強化を図っています。

オリンピック・パラリンピック教育については、施設見学という形で、オリンピック・パラリンピックの施設が建設されている過程を見学していただいています。また、異文化教育により国際理解を深める取り組みを行っています。また、体力の関係では、部活動にオリンピックを派遣する取り組みを行っています。

■委員

東京23区のため、仕方ないところもあるかと思いますが、環境の整備に引き続き取り組んでいただきたいです。

■委員

指標「自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合」「人の役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割合」と関連して、現状と課題の欄に、自己肯定感に関する表現を追加する必要があるのではないのでしょうか。

■委員

教員の質に関する課題に関して、追記する必要があるのではないのでしょうか。以前、娘の学校生活に関する相談事項について、小学校の担当教員に対して相談したところ、「娘の言うことをすべてうのみにしないでください」と突き返されたことがあり、教員の質に関して疑念を抱いています。

また、教員の代わりとなり、相談対応を行ってくれるスクールカウンセラーの利用を検討しましたが、スクールカウンセラーは学校訪問日が限られておりますし、副校長先生へも相談したい旨伝えたのですが、多忙のため時間がとれないとの回答でした。学校教育で発生した問題に対応する体制はどのようになっているのでしょうか。

■会長

ご指摘の点は、カウンセラーの配置など、体制はできているように見えるが、行き届いていない個別のケースが存在しているということでしょうか。ご回答お願いします。

■関係職員

相談体制を整えています。個別のケースに対応できるように、学校に対して指導を進めて参ります。

■委員

学習指導要領が変わることを念頭に施策の内容を検討する必要があります。また、society5.0やSGDsなどの昨今の社会情勢を踏まえながら、10年先を見据えた文言を施策に記載する必要があるのではないのでしょうか。

■関係職員

現状と課題に、「新学習指導要領等の趣旨を踏まえた教育を確実に実施することが求められています」という文言があり、ご指摘の内容に触れています。当該箇所について記載を増やし、ご指摘いただいた点について改善を検討させていただきます。

■委員

スクールカウンセラーへの相談方法が十分に周知されていないのではないかと。学校ごとに周知方法を統一するなどの対応が必要ではないでしょうか。

■関係職員

周知方法は検討させていただきます。また、学校教育に関する相談にワンストップで対応する総合窓口を今年4月に設置するなど、取り組みを進めています。

■会長

教員の質の向上をどう数値化するのか、これが1つの論点だと認識しています。教員の質に関するアウトカム指標は、究極的には、子どもがどれだけ成長できたかという点に集約されます。そのため、現在設定されている指標は、知・徳・体それぞれを把握するための指標が設定されており、バランスが取れた指標の設定だと考えています。

そのなかで、徳にあたる自己肯定感に関する指標や、体力にあたる体に関する指標は、全国との比較で把握できる一方、学力にあたる知に関する指標は、東京都23区は他の地域と状況が異なるため、全国比較では把握できないと考えています。江東区の学力を比較するなら全国平均と比較するのではなく、23区平均と比較すべきだと考えます。

特に、区立中学校の教育環境を検討するにあたっては、私立中学校に進学せず、江東区立中学校に残った生徒数を把握しておくことが重要ではないでしょうか。そのうえで、江東区立中学校に生徒が進学したくなるように、教育環境を向上させる取り組みが必要ではないでしょうか。区立の小中学校への進学率の推移をみると、取り組みの成果が見えてくるのではないのでしょうか。

■関係職員

東京全体の学力平均との差や23区の学力平均との差など、指標については検討を進めていきます。なお、指標は公立の小中学校を対象としています。

■委員

教育で大切なことは、好奇心をどのように育てるかという点です。大学の高等教育においても、様々なことに好奇心を持つ学生をどのように獲得するか、という点が重要なテーマとなっています。そのため、学校教育で重視すべき事項として、好奇心をはぐくむために何をするのか、施策の記述に盛り込むべきではないでしょうか。

また、女性の理系進学率が低い状況に鑑み、男女の分け隔てが無い科学教育を行うという視点について検討してはいかがでしょうか。特に男女共同の取り組みは、こどもの時からの早期の取り組みが重要です。これらの視点を踏まえ、江東区ならではの特色ある施策にしてほしいです。

■関係職員

科学教育については、現在理科教師の派遣を行っています。現状の取り組みや今後行うべき取り組みなど、ご指摘について引き続き検討していきます。

■会長

現状と課題の文章について、江東区ができることは全て行うという意思表示を明確にすべきではないでしょうか。江東区は23区で最も進んだ教育を行うべきだと考えています。特に区立の小中学校で、学力やそれ以外の面についても、先進的な教育を行うという意思表示を現状と課題の文章に記載していただきたいと考えています。

■委員

会長のご指摘の通り、江東区らしさが、指標や現状と課題に表れていないと考えています。その為、今後の方針が明確でない印象を受けました。

■会長

次に、施策7についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

論点データ集 P30 のいじめの発生状況は平成28年に大きく増加しているが、その理由は何でしょうか。

■関係職員

平成28年にいじめの定義が変更され、範囲が広がったことがいじめの件数が増加した原因です。関連する情報として、平成29年度には発生件数は約1,200件となっており、こちらも同様の理由から件数が増加しています。

■委員

いじめの定義に関連し昨今新たに追加されたいじめへの対応策はあるのでしょうか。

■関係職員

スクールソーシャルワーカーという専門の心理士が、学校と家庭と地域の橋渡し役として設けられた点が挙げられます。また、学校の教員に対していじめ関連の研修の実施などにより、意識が変わってきていることが挙げられます。

■委員

昨今、SNSの発達によって新しい形態のメディアを介したいじめも出現しています。SNS教育やメディア教育など、新しい形態のいじめへの対応策は行っているのでしょうか。

■関係職員

いじめの定義の変化により、ネット利用に関するいじめも定義の中に含まれることになりました。また、江東区では「SNSルール」というものを作成し、学校や児童・保護者に周知し、対応を進めています。

■委員

指標「特別支援教室支援完了者割合」を設定した理由を教えてください。

■関係職員

特別支援教室に来た児童生徒が普通教室に戻ることで、インクルーシブ教育を進めて

いきたいと考えています。その為、特別支援教室から戻る児童生徒を把握できる指標を設定しています。

■委員

特別支援は、一定の期間支援を受けて終わりというものではなく、児童生徒個別の事情に合わせて、必要な時に必要なだけ受けられる環境が必要です。むやみに支援完了という目標を設定してしまうと、「支援を完了させなければならない」という圧力を教員にかけることになりかねません。またその結果、必要なだけの特別支援が行き届かなくなるという懸念があります。

その他、取り組み方針3「学校・地域・家庭の連携の推進」に関連するものとして、江東区では学校支援地域本部事業を進めています。国の方向性としては、それを発展させて地域学校協働本部事業という形にしていくこととしています。この動向を江東区はどのように捉えており、連携をどのように実現するのかご教示ください。

■関係職員

今年の4月に地域支援課という課を新しく設置し、コミュニティスクールなどの検討を進めています。また、地域連携について、江東区内に1校存在する優良事例をモデルとし、実現に向けて取り組む予定です。

■委員

現状の取り組みだけではなく、地域との連携に関する今後10年のビジョンを示し、それを実現する方策を示すことが必要だと考えます。現状の施策では、江東区が目指す地域との連携に向けた方針が不明確ではないでしょうか。

■関係職員

ご指摘いただいた点について、検討させていただきます。

■委員

小中学校でのスクールカウンセラーが対応した相談内容について、学年別や学校別の内訳を公表しているのでしょうか。受け付けた相談事項の公表などを通じて、利用方法を周知することで、スクールカウンセラーの利用を促進することができるのでしょうか。

また、周知については、学校ごとに情報発信の方法やHPの更新頻度にばらつきがあるため、学校で統一して、情報発信の方法を整えるなどの対応が必要ではないかと考えます。

■関係職員

学校ごとの情報共有など方法を検討させていただきます。

■会長

現状と課題の「いじめや不登校など児童・生徒の健全育成にかかる問題が顕在化し、社会問題となっています」という表現は、10年前の表現だと考えます。現在はいじめや不登校といった問題は自明のものとなっていますので、この表現は削除すべきです。

■会長

次に基本施策5「こどもの未来を育む地域社会づくり」の説明を事務局よりお願いします。

■事務局

まず、施策8「こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり」ですが、現行計画の施策12を基本的に横引きしたものとなっております。

目指す姿は、こどもの安全・安心な居場所・環境を構築することとしております。

指標ですが、1つめは、新規の指標で、江東きっずクラブ利用児童の満足度を区民アンケートで取得する代表指標としております。また、2つめも新規で、取組方針1に関わるもの、3つ目は取組方針2に関わるもので、現行の指標を一部修正しております。

これまで江東区では、小学校全46校で「江東きっずクラブ」を実施し、放課後等のこどもの居場所を提供してまいりました。しかし、利用児童数の増加に伴い、一部のキッズクラブで十分な活動空間が確保できていない状況となっております。そのため、先月策定された放課後こどもプランに基づき、江東きっずクラブの質の向上、効果的・効率的な仕組みづくりを推進することとしております。

また、児童館について、改正された国のガイドラインに機能の拡充が示されており、本区の児童館についても居場所づくりや、子育て支援などに取り組む事としております。

こどもの登下校時の安全確保については、こども110番の家や児童通学案内等に取り組んで参りました。引き続き地域ぐるみでこどもたちを犯罪から守る環境の創出を推進する事としております。

この施策については以上です。

続いて、施策9「青少年の健全育成の推進」です。現行の計画では施策13に該当します。

指標につきましては、一番上が代表指標、また、2つめと3つ目の指標が取組方針1に関するものとして、新規に設定しております。

平成29年度に、(旧)青少年センターを青少年交流プラザとし、指定管理での運営を開始したほか、青少年課の体制を見直し、関係機関との連携強化や、悩みを抱える青少年の相談事業に取り組んでおります。

取組方針1は、青少年が活動できる場の提供として、青少年交流プラザ等を活用した家庭や学校に続く第三の居場所としての役割を充実させることとし、また、取組方針3では、ひきこもりなど、社会的に困難を抱える子どもや若者への対応を重層的に行うこととしております。

説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。まず、施策8についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

指標「江東きッズクラブ利用児童の満足度」の説明欄が、「回答した保護者の割合」となっていますが、「こども」の誤りではないでしょうか。

■関係職員

ご指摘の通り、誤植の為、訂正します。

■委員

現状と課題の文章量に対して、取り組み方針の文章量が少なく本当に充分なのか疑問を抱きます。また、新しい施策が無いですが、追加する必要があるのではないのでしょうか。江東区は人口増加に伴い税収も増えています。そのような区だからこそできる先進的な取り組みを記載すべきではないのでしょうか。

また、AI や IT の発達により、こどもの環境は今後 10 年で大きく変化すると予想されます。それら最新の社会状況についても記述が必要ではないのでしょうか。

その他、学童保育の質の向上など記載すべきではないのでしょうか。例えば私の周囲に学童保育の質の重要性を訴える方がいます。また運営に対する関係者との連携も含め、内容を掘り下げる必要があると考えます。

施策の 9 についても同様と考えます。

■関係職員

きッズクラブについては、昨年度末に策定した放課後こどもプランの内容を盛り込む事を考えています。

また、こどもの安全・安心についての記載についても、検討させていただきます。

■委員

こどもの第三の居場所として SNS も挙げられますが、個人情報データの流出が問題化しており、IT によってこどもを取り巻く環境が複雑化しています。対応策を記載する必要があるのではないのでしょうか。

■関係職員

学校教育の中で SNS ルールを作成しましたが、ご指摘いただいた個人情報の流出に関する点についても検討を進めます。

放課後の第三の居場所についてですが、江東区ではきッズクラブを全校展開しています。放課後の時間をいかに上手く使って教育を行うのか検討を進めます。

■会長

次に、施策 9 についてご質問等ありましたらどうぞ。

■委員

施策の 9 について主要事業の設定が無いのは何故でしょうか。

青少年の健全育成の推進については、こどもに対する切れ目のない支援が必要だと考えています。家庭内に居場所が無いこどもを保護するシェルターの運営団体から聞いた話によると、保護されている 10 代の女性は性的被害に遭っているケースが多いと聞いています。青少年の健全育成について、このようなケースに代表されるように、女性が現

在直面している課題に関する対応策を記載する必要があると考えます。

このように、性別や年代などの違いに基づき、青少年の個別のケースに合わせた切れ目のない支援について、記載が必要ではないでしょうか。

■関係職員

この事業は大切な事業であり一つひとつきめ細かく対応しなければならないと考えています。これは、どの施策のどの所管課でも同じことです。青少年という用語の定義が広いため、青少年に関係する施策は複数存在します。それぞれの施策については、各所管課で施策の検討を進めています。

■会長

施策の構成として、施策6、7のボリュームと比較して、8と9は一緒にしてもいいのかもしれませんが、性質が違うのかもしれませんが、「こどもが安全に過ごせる居場所作りと青少年の健全育成」や他のものとあわせるなどといった事も考えられるかもしれません。

■委員

論点データ集 P21 に子育てサービスの一覧があり、ハードは充実しているように見えるのですが、各施設は点であり施設同士が繋がっていませんので、子育て世帯を各施設が面で支える形となるよう、取り組みを進める必要があるのではないのでしょうか。

■会長

その点についてはこの分野だけでは決められませんので、各分野別の議論を進めたいうえで検討を進めればよいと思います。

■委員

施策の内容について検討をさらに深めていくことが必要と考えます。青少年の年代の範囲が広いため、年代を分けて、それぞれの年代の青少年が抱える問題や、取り組むべき事項を具体的に記載することが必要です。

他自治体の最先端事業や、悩み相談事業等から得られた知見を活かすことで、取組方針の記載が充実するのではないのでしょうか。

■関係職員

青少年の相談事業は平成27年度から開始していますが、当初はひきこもりの相談としていましたが、実態を踏まえ29年度には総合相談窓口と改善しております。

実際に事業を行っていく中で、次のステップに進む形での事業展開を考えているところです。

■会長

それでは、以上で施策の大綱2を終了いたします。

以上で予定されておりました議題は全て終了いたしました。事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

■事務局

それでは、私より連絡事項を申し上げます。

まず、次回の会議についてですが、第3回会議では、大綱3「区民の力で築く元気に輝くまち」の説明及び質疑を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の議題となりました内容につきましてご意見・ご質問等がある場合には、お手元に配付しております意見メモにご記入の上、お時間がなく恐縮ですが、5月7日（火）までに事務局までご提出ください。ご提出頂いたご意見等につきましては、会議資料として活用させて頂く場合がございます。その際には、氏名についても記載させて頂く場合もありますので、あらかじめご了承ください。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

■事務局

ありがとうございました。何かご質問等がございますか。

（質疑なし）

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

次回は5月22日水曜日、午後6時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後、小委員会を開催いたしますので、小委員会の委員の皆様は、お残りいただきますようお願いいたします。

委員の皆様本日は、ありがとうございました。

4. 閉会

以上